

# Governance

## ガバナンス

関連するSDGs



### 基本的な考え方

当社は、健全で透明な経営管理システムを確立し、コーポレート・ガバナンスの有効な機能を維持することが、投資家や利害関係者に対する企業の重要な責務と考え、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を策定しました。取締役会では、十分な議論を行い、的確・迅速な意思決定を行っています。取締役が担う「経営の意思決定および監督機能」と執行役員が担う「業務執行」の責任分担を

明確にするために、執行役員制度を導入しています。独立性を確保した社外取締役、社外監査役を選任し、経営の多様化や監督機能を強化しています。また、適時情報開示やIR活動等を通じて、投資家および利害関係者に対して適切に経営状況を報告、経営の透明性を高めています。

### コーポレート・ガバナンス

#### 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会において経営の基本方針、会社の重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督などを実施し、監査役会において業務執行における適法性を監査しています。業務執行の会議体として、執行役員で構成する経営会議および部長会を設置し、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務執行に係る重要事項の協議ならびに決定を行っています。内部監査につきましては、業務執行部門から独立した監査室がその任を担っています。また、当社の役職員が、企業活動において法や社会規範を遵守

するとともに、組織の主體的な自浄・改善メカニズムを働かせることを目的として、企業倫理・法令遵守・リスク管理委員会を設置しており、問題のある場合には調査、検討を行っています。さらに、関係者によるコンプライアンス規範の違反およびリスク問題の発生またはその恐れがある場合の通報を受けるための社内通報窓口を設けています。社内通報窓口は、顧問弁護士と連携し、通報があった場合には、企業倫理・法令遵守・リスク管理委員会へ報告する体制を構築しています。

#### 取締役会・監査役会の実効性確保

取締役会は、原則月1回開催し、十分な審議時間を確保しつつ、重要案件を適切かつ迅速に審議・決議しています。社外取締役・社外監査役に対しては、事前に、議案の内容および当社の事業状況等個別の説明を実施しており、このような事前の説明により、社外

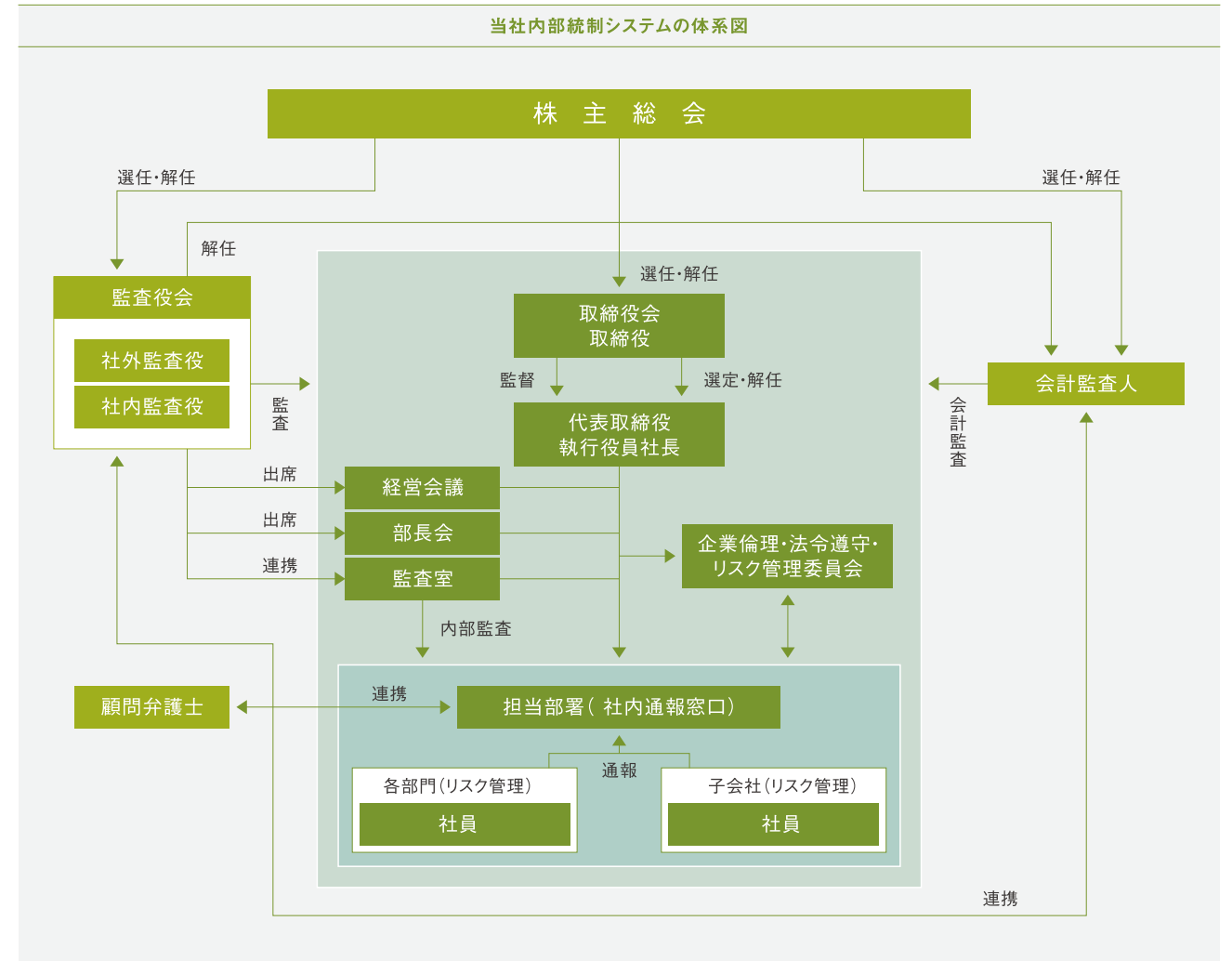
取締役・社外監査役の理解が促され、取締役会で活発な議論や十分な検討につながっています。また、取締役会において評価を年1回実施し、実効性を高めるための改善につなげており、その結果の概要について開示しています。

#### 取締役・監査役者のトレーニング

当社は、社外取締役および社外監査役を含め、取締役および監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任しています。それを踏まえ、内部昇格による新任役員につきましては、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた、役割・責務の理解・促進を図っ

ています。社外取締役および社外監査役につきましては、当社の事業や機能等をより理解していくための活動を実施しています。また、就任後の知識更新の機会として、取締役および監査役との情報交換の場を設けています。

### ● コーポレート・ガバナンス体制図



### 内部通報制度

当社は、内部通報に係る窓口を社内に設置しています。規則に、情報提供者の秘匿および不利益取り扱いの禁止を定め、これを徹底していることから、制度として十分機能していると考えています。

### リスクマネジメント

#### リスクマネジメント体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制を設けています。  
 (1) 事業活動全般に係る個々のリスクについて、各規程に従いリスク管理体制を構築・運用しています。  
 (2) 不測の事態が発生した場合には、執行役員社長あるいは事業所長を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を構築・運用しています。

#### BCP対策

2015年初版制定以降、BCPは外部環境の変化に伴い、社内諸規程と紐づけながら運用しています。  
**BCPの基本方針**  
 1. 従業員と家族の安全と安心を守る。  
 2. 顧客と従業員のために事業の継続と早期復旧に努める。  
 3. 二次災害を防止し、周辺地域に迷惑をかけない。